

第 81 号

熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定することとする。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成27年熊本県条例第20号）
の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「）をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条に次の2号を加える。

(6) 自転車貸付業者 自転車の貸付けを業とする者をいう。

(7) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用によって他人の生命、身体又は財産を害し
たときに生じた損害を賠償する責任が発生した場合に、これによる損害を填補するた
めの保険又は共済をいう。

第3条中「及び自転車小売業者」を「、自転車小売業者及び自転車貸付業者」に改める。
第5条第4項を削る。

第8条第2項を次のように改める。

2 事業者は、県が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。

第9条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第13条を第19条とし、第12条を第18条とし、第11条を第17条とする。

第10条中「及び自転車小売業者」を「、自転車小売業者及び自転車貸付業者」に改め、
同条を第16条とし、第9条の次に次の6条を加える。

（自転車貸付業者の責務）

第10条 自転車貸付業者は、自転車の借受人が自転車の安全で適正な利用をすることが
できるよう、必要な啓発に努めるものとする。

（自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入）

第11条 自転車利用者（未成年者を除く。以下この条において同じ。）は、自転車損害
賠償保険等（自転車の利用によって他人の生命又は身体を害したときに生じた損害を賠
償する責任が発生した場合に、これによる損害を填補することができるものに限る。以
下「自転車損害賠償保険等（生命身体）」という。）に加入しなければならない。ただ
し、当該自転車利用者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（
生命身体）への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等（自転車の利用によって他人の財産を害した

ときに生じた損害を賠償する責任が発生した場合に、これによる損害を填補することができるものに限る。以下「自転車損害賠償保険等（財産）」という。）に加入するよう努めなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（財産）への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

（保護者の自転車損害賠償保険等への加入）

第12条 保護者は、その保護する者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 保護者は、その保護する者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（財産）に加入するよう努めなければならない。ただし、当該保護者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（財産）への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

（事業者の自転車損害賠償保険等への加入）

第13条 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（財産）に加入するよう努めなければならない。ただし、当該事業者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（財産）への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

（自転車貸付業者の自転車損害賠償保険等への加入）

第14条 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（財産）に加入するよう努めなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（財産）への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

（自転車損害賠償保険等への加入の確認等）

第15条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車の購入者に対し、当

該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）の加入の有無を確認するよう努めるものとする。

- 2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）に加入していることを確認できないときは、当該自転車の購入者に対し、自転車損害賠償保険等（生命身体）への加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、自転車を利用して通勤する従業員に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）の加入の有無を確認するよう努めるものとする。
- 4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 5 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

（提案理由）

自転車による重大な事故が発生し、高額な損害賠償が請求される事案が存在していることを踏まえ、加害者が賠償責任を果たし、被害者への補償が十分に行われるよう、自転車利用者等の自転車損害賠償保険等への加入の促進を図るため、自転車損害賠償保険等への加入の義務付け等について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。